

# 平成26年 ふじみ野市防犯白書

## I 平成26年の犯罪動向と自主防犯活動

### 1 全国及び県内の犯罪動向

全国の平成26年の刑法犯認知件数は、1,212,163件で、前年の犯罪件数1,314,140件に比べて-101,977件(-7.8%)と引き続き減少しました。平成14年のピーク時(約285万件)から年々減少しており、殺人や強盗を始めとした重要犯罪の検挙率も平成14年意向、情勢が改善傾向にあります。窃盗犯の検挙件数は、過去20年間で大きく落ち込んでいるほか、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害総額は過去最高となるなど、大きな課題があるようです。

埼玉県でも平成16年の181,350件をピークに年々減少し、平成26年は76,857件でピーク時の半分以上となり、平成17年以降10年連続で減少していますが、窃盗犯の検挙人員が減少していることや、警察官1人当たりの業務負担が全国でもトップクラスであるなど、厳しい治安情勢にあるようです。

### 2 ふじみ野市の犯罪動向

当市の刑法犯認知件数は、平成17年の2,451件がピークで、平成26年には1,213件に減少し、ピーク時の半数以下となりました。

平成24年は、平成23年より増加しましたが、平成25年・平成26年は連続して減少し、侵入盗被害も5分の1以下の件数となりました。

しかし、犯罪率(人口1,000人あたりの刑法犯認知数)は、11.14件で県下平均(10.64件)を若干上回り、市区町村別(72市区町村中)の順位ではワースト17位(平成25年17位)に位置しています。

県西部方面(26市区町村中)ではワースト3位で、中でも自転車盗の発生件数は前年とほぼ変化がなく(460件(前年比-7件))、刑法犯認知件数全体の約38%を占めています。

ふじみ野市の年別罪種別犯罪認知件数

罪種	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	17年/26年比
全刑法犯	2,451件	1,678件	1,603件	1,736件	1,321件	1,213件	-1,238件
街頭犯罪	1,177件	884件	739件	758件	640件	632件	-545件
内訳							
路上強盗	4件	0件	1件	0件	0件	1件	-3件
ひったくり	54件	19件	10件	15件	18件	14件	-40件
自動車盗	80件	9件	5件	8件	6件	2件	-78件
車上ねらい	271件	133件	101件	111件	98件	75件	-196件
オートバイ盗	89件	82件	65件	59件	26件	53件	-36件
自転車盗	642件	572件	490件	509件	467件	460件	-182件
自動販売機ねらい	37件	22件	17件	11件	6件	4件	-33件
部品ねらい		47件	50件	45件	19件	23件	
侵入盗	184件	110件	101件	103件	59件	34件	-150件

※街頭犯罪とは、路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上ねらい、オートバイ盗、自転車盗、自動販売機ねらい、部品ねらい等をいう。(部品ねらいは平成19年から街頭犯罪に加わる)

平成 26 年 市区町村別認知件数・犯罪率

順位	市区町名	犯罪率 (件)	自転車盗 件数	刑法犯 認知件数	自転車盗の割合	推計人口
1	蕨市	17.81	390 件	1,270 件	30.7%	71,308 人
2	さいたま市大宮区	17.77	520 件	1,988 件	26.2%	111,883 人
3	戸田市	15.30	647 件	1,986 件	32.6%	129,763 人
4	八潮市	14.89	334 件	1,271 件	26.3%	85,354 人
5	春日部市	14.18	866 件	3,328 件	26.0%	234,662 人
6	さいたま市岩槻区	13.95	307 件	1,533 件	20.0%	109,902 人
7	三郷市	13.89	426 件	1,869 件	22.8%	134,577 人
8	吉川市	13.75	254 件	936 件	27.1%	68,057 人
9	越谷市	13.40	1,271 件	4,444 件	28.6%	331,742 人
10	松伏町	11.98	49 件	363 件	13.5%	30,306 人
11	草加市	11.64	959 件	2,858 件	33.6%	245,461 人
12	上尾市	11.56	808 件	2,603 件	31.0%	225,129 人
13	羽生市	11.40	145 件	629 件	23.1%	55,188 人
14	川口市	11.27	1932 件	6,406 件	30.2%	568,401 人
15	新座市	11.21	533 件	1,811 件	29.4%	161,619 人
16	所沢市	11.20	1,210 件	3,831 件	31.6%	341,909 人
17	ふじみ野市	11.14	460 件	1,213 件	37.9%	108,889 人

平成 26 年 西部地区（市町村別）認知件数・犯罪率

順位	市区町名	犯罪率 (件)	自転車盗 件数	刑法犯 認知件数	自転車盗の割合	推計人口
1	新座市	11.21	533 件	1,811 件	29.4%	161,619 人
2	所沢市	11.20	1,210 件	3,831 件	31.6%	341,909 人
3	ふじみ野市	11.14	460 件	1,213 件	37.9%	108,889 人
4	川越市	11.08	1,088 件	3,870 件	28.1%	349,211 人
5	滑川町	10.92	48 件	196 件	24.5%	17,949 人
6	川島町	10.58	25 件	224 件	11.2%	21,166 人
7	坂戸市	10.50	367 件	1,065 件	34.5%	101,409 人

※市町村別犯罪率は人口 1,000 人あたりの算出。順位は犯罪率が高い方が上位

### 3 ふじみ野市の罪種別の犯罪動向

#### (1) 自転車盗

例年、当市の犯罪傾向として、自転車盗被害が多いことが上げられます。

平成17年の642件から増加し、平成18・19年は800件台を記録しました。

平成23年は490件、平成25年は467件、平成26年は460件と減少傾向に転じたものの、自転車盗被害は依然として多発していると言えます。

全刑法犯認知件数の内、自転車盗被害が占める割合は平成26年からの過去5年間、平均で33.5%となっています。平成26年に限っても、ふじみ野市の自転車盗発生率は県内でも高水準に位置しています。

県内で同様に自転車盗被害の割合が高い自治体は、必ずしも犯罪率が高いわけではありませんが、当市は例年、犯罪率が高いため、自転車盗被害の減少が課題となっています。

平成26年 県内自転車盗発生状況

順位	市区町村名	自転車盗件数	全刑法犯件数	自転車盗の占める割合
1	富士見市	480件	1,026件	46.8%
2	さいたま市南区	560件	1,463件	38.3%
3	<b>ふじみ野市</b>	<b>460件</b>	<b>1,213件</b>	<b>37.9%</b>
4	さいたま市中央区	338件	950件	35.6%
5	和光市	298件	843件	35.3%
6	坂戸市	367件	1,065件	34.5%
7	志木市	216件	639件	33.8%
8	草加市	959件	2,858件	33.6%
9	鶴ヶ島市	220件	658件	33.4%
10	さいたま市北区	418件	1,265件	33.0%
10	狭山市	483件	1,465件	33.0%

平成26年（ふじみ野市町丁目別自転車盗発生状況）

順位	町丁目名	自転車盗件数(前年比)	全刑法犯件数	自転車盗の占める割合
1	上福岡1丁目	<b>74件(+17件)</b>	153件	48.4%
2	霞ヶ丘1丁目	<b>32件(-9件)</b>	49件	65.3%
3	ふじみ野1丁目	<b>26件(-5件)</b>	82件	31.7%
4	上福岡6丁目	<b>17件(+5件)</b>	22件	77.3%
5	西鶴ヶ岡1丁目	<b>16件(+8件)</b>	72件	22.2%
6	うれし野2丁目	<b>15件(-3件)</b>	33件	45.5%
7	鶴ヶ岡3丁目	<b>13件(+9件)</b>	19件	68.4%
7	鶴ヶ岡1丁目	<b>11件(-1件)</b>	19件	57.9%
9	苗間1丁目	<b>11件(+8件)</b>	15件	73.3%
10	大井	<b>10件(-6件)</b>	19件	52.6%

## (2) 振り込み詐欺及び特殊詐欺被害

全国の振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺）と振り込み詐欺以外の特殊詐欺（実際にはほとんど価値がない有価証券や架空の有価証券を購入させて現金をだまし取る金融商品等取引名目の詐欺や、女性紹介などと称し虚偽の異性の情報を提供し登録料等をだまし取る異性との交際あっせん名目の詐欺などの詐欺）被害は危機的状況にあり、平成26年は被害額が過去最悪の約559億円となりました。

平成16年のピークから認知件数は減少し、平成21年には7,340件とピークの3分の1以下に減少し、平成24年まではほぼ減少傾向となっていました。多様化する手口、特に手口が従来の「振り込み型」から「手渡し型」に移行していることなどにより、平成25年から被害が「激増」し、振り込み詐欺を中心とした特殊詐欺被害が深刻な問題となっています。

特殊詐欺については、平成22年の認知件数が251件（被害総額約11億5,923万円）であったのに対し、平成24年は2,345件（被害総額約203億9,501万円）と件数では10倍近くの増加、被害総額では20倍近くの増加となり、平成25年は2,794件（被害総額約230億8,284万円）に増加し、平成26年は2,114件（被害総額約183億7,220万円）の被害となりました。

埼玉県の振り込み詐欺も激増しており、平成26年が1,158件（前年比+458件）、被害総額32億3,816万円（前年比+13億7,609万円）の被害で、被害総額は前年に過去最悪となっていました。最悪記録を更新するかたちとなりました。

本市では、平成23年に13件（被害総額7,902万円）の被害、平成24・25年は9件の被害でしたが、平成26年は15件（被害総額約4,440万円）の被害発生となり、増加傾向に転じています。

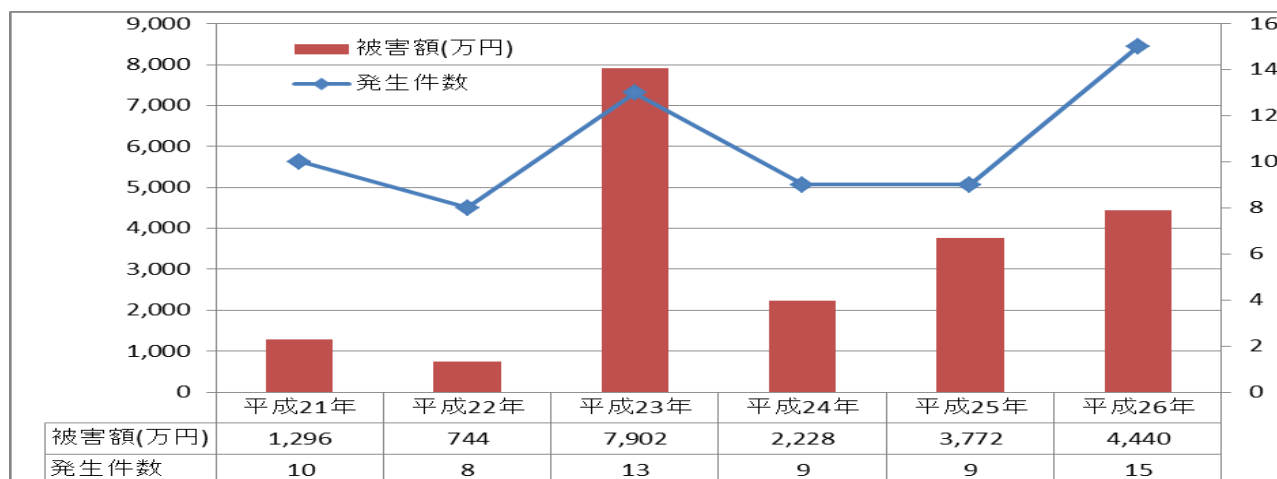
増加の要因は、ここ近年の流れとして「手渡し型」の手口の増加、予兆電話と呼ばれる詐欺の前ぶれとなる電話の多さ等が考えられます。

警察署と行政の施策では、振り込み詐欺を抑止することが困難な状況となっています。

地道な施策の継続と共に打開策が求められますが、効果的な情報発信と市民力を結集した施策を展開することが、この状況を打破することになると市は考えています。

ふじみ野市の振り込み詐欺発生状況

※被害額の単位は万円



### (3) 子どもに対する声かけ事案

声かけ事案とは、18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいいます。

平成26年中、県内では2,286件（前年比+119件）で、小学生以下は1,028件と全体の45.0%を占めました。事案の傾向として、15～18時が全体の5割強、単独行動時の被害が7割強、車両や徒歩で後をつけたり、追いかけたりする事案が全体の3割弱を占めるなどの特徴が挙げられます。

また、被害児童等の「大声を出す」「近くの店舗に逃げ込む」等の行動により、不審者を撃退するなどした効果的な事例は、平成25年中の245件に対して平成26年は618件に増加しています。

「大声を出す」「防犯ブザー等を鳴らす」は、全体の約6%で平成25年と件数もほぼ変わりませんでした。大幅に増加したのは、「110番の家（コンビニエンスストア等の商店、一般家庭含む）等に避難する」で全体の32.4%、「走って逃げる」で全体の18.4%でした。

子どもたちの自己防衛能力ともいえる「自分の身は自分で守る」力が上がっていることや、子ども110番の家の普及、地域の見守り体制が浸透してきていることが、不審者撃退の効果的事例を多く生んだ要因であるかもしれません。

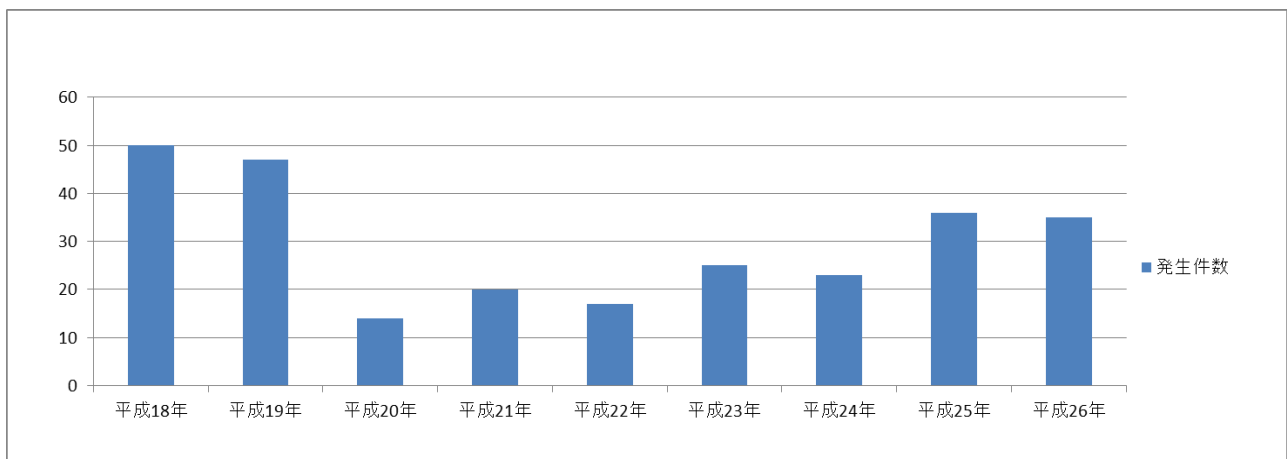
当市では、声かけ事案が多く発生した平成18年（50件）、平成19年（47件）から、平成20年は14件と大幅に減少し、平成24年までは若干の増減を繰り返す程のほぼ横ばい状態でしたが、平成25年は36件、平成26年は35件と増加傾向が続いています。

また、平成26年における当市での声かけ事案は、県下（72市区町村）でワースト28位（前年はワースト25位）となっています。

不審者の多少にかかわらず、子どもたちが連れ去り等の犯罪の「機会」に遭う確率を減らすことが重要で、市では防犯セクションと学校との連携を強化しています。

具体的には、市内13小学校全てで校区内防犯会議を開催し、防犯情報の提供、交換等を実施しており、通学路の危険箇所を記載した安全マップの作成、速やかな防犯情報の配信、子ども110番の家（平成26年末現在2,460棟）の普及促進等があります。

ふじみ野市内子どもに対する声かけ事案発生件数



#### (4) 少年犯罪

埼玉県警察本部作成の平成 26 年版少年非行白書（14 歳未満の触法少年・14～19 歳の犯罪少年を対象）によると、平成 25 年、県内において刑法犯で検挙、補導された少年は 4,388 人（前年比-716 人）で、ピーク時の平成 16 年の 8,527 人に比べほぼ半数に減少し、暴行・傷害等の粗暴犯が前年より 55 人減少して 631 人となりましたが、強盗等の凶悪犯は前年と同じ 88 人で、都道府県別では全国ワースト 2 位となっています。

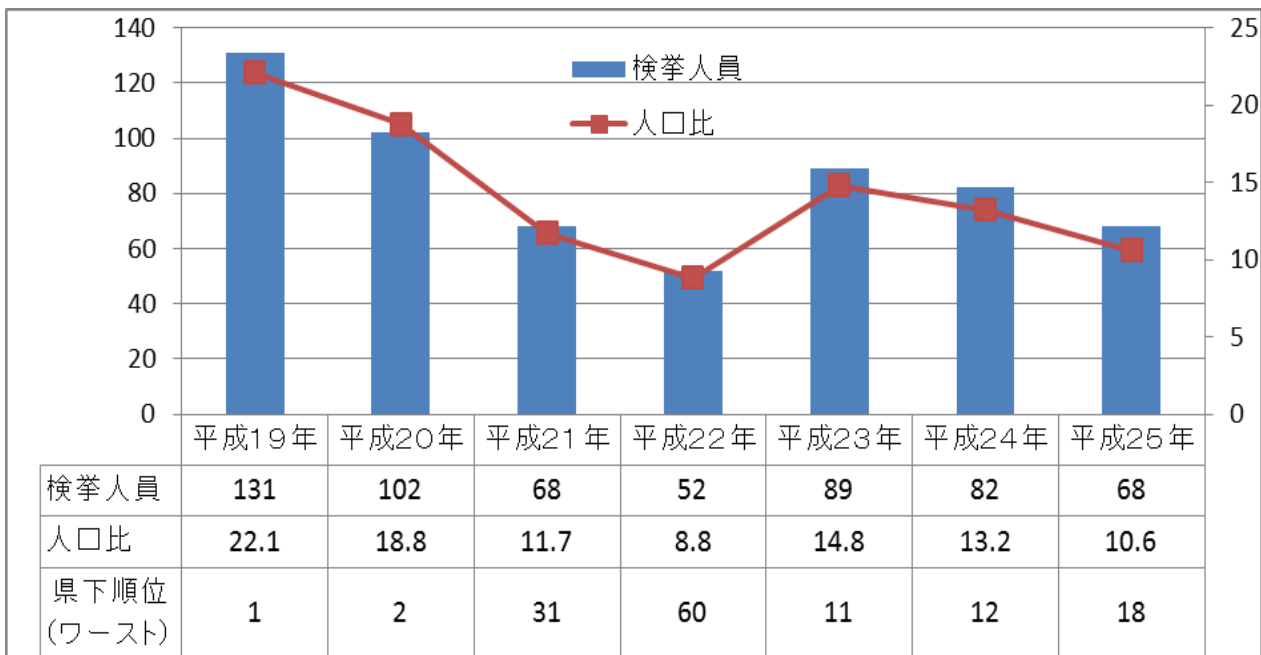
学職別の検挙・補導状況では、中学生の割合が約 37%と 9 年連続で高校生を上回り、犯罪少年の再犯者率が約 39%と過去 10 年で最も高く、全国の少年の再犯者率より高い数値となっており、犯罪の低年齢化と凶悪化が顕著となっているなど、埼玉県の少年非行情勢は厳しい情勢下にあります。

当市の居住地別検挙状況は、平成 25 年の刑法犯少年検挙人員が 68 人（前年比-14 人）で、市内の 14 歳から 19 歳の人口 1,000 人当たりの検挙人員にかかる人口比は、10.6%（前年比-2.6%）と県内（72 市区町村中）ワースト 18 位（前年ワースト 12 位）でした。

なお、平成 19 年は、検挙人員 131 人で人口比が 22.1%となり、県下ワースト 1 位を記録しました。平成 21 年に人口比が半減し、平成 22 年には県下ワースト 60 位となりましたが、平成 23 年にはワースト 11 位、平成 24 年にワースト 12 位、平成 25 年はワースト 18 位と、再度、ワースト上位に位置している状況です。

また、居住地別逮捕（身柄の拘束）人員の状況は、ふじみ野市は 14 名（前年比-1 名）で県内（72 市区町村中）ワースト 19 位（前年ワースト 15 位）であり、当市における少年非行情勢も厳しい情勢下にあります。

居住地別検挙状況（ふじみ野市）



- ※ 1 人口比とは、市内 14 歳から 19 歳の少年 1,000 人あたりの検挙人員。  
 2 県白書は 25 年の数値。26 年の数値は平成 27 年 5 月 26 日時点で未発表。

## 4 自主防犯活動の状況

### (1) 全国と県内の自主防犯活動団体数

全国における自主防犯活動を行う団体数は、平成 26 年 12 月末現在 47,532 団体（構成員数 2,776,438 人）あり、11 年前（平成 15 年 12 月末現在）の 3,056 団体と比較して 15 倍以上の団体数となりました。

県内における自主防犯活動の団体数は 5,880 団体（構成員数 246,076 人）で、防犯のまちづくりの取組みを開始した平成 16 年 4 月の 515 団体に比べると、10 倍以上の増加になります。近年、2 位以下を大きく引き離して全国第 1 位の団体数となっています。

2 位 東京都（3,968 団体 構成員 154,818 人）

3 位 神奈川県（3,564 団体 構成員 220,222 人）

4 位 兵庫県（2,397 団体 構成員 85,668 人）

5 位 愛知県（2,367 団体 構成員 136,301 人）

※自主防犯活動団体とは 5 人以上で実施され、ひと月に 1 回以上の防犯活動実績のある団体

防犯のまちづくりの取組みを開始した平成 16 年は、刑法犯認知件数のピークであり、冒頭に記載のとおり、平成 26 年の件数は平成 16 年の半数以下に減少しました。

また、青色回転灯装着車両による防犯パトロールは、県内で 475 台が実施しており、埼玉県及び埼玉県警察がその活動を支援しています。

減少の一因として、警察官による街頭活動の強化が考えられますが、大きな要因は、多くの県民が自主防犯パトロールを熱心に取り組んだことが考えられます。

### (2) ふじみ野市の自主防犯団体

当市には 56 の町会等の自治組織があり（本白書発行日現在）、平成 26 年 12 月末時点では、自治組織を主体とする自主防犯団体が 62 団体あります。

この割合は 112.7%（62/55 自治会等）であり、県平均 67.3%を大きく上回り、富士見市や狭山市などと同じく割合順で 1 位となっています。

また、自治組織以外では、ウォーキングをしながらパトロールを行う「歩康会（あるこうかい）」や「ふじみ野市ウォーキングパトロール隊」、「自主防犯グループ灯台」、青色回転灯装着車両で防犯活動を展開している「ふくおか防犯パトロール」や、平成 24 年に結成された「ふじみ野市青色防犯パトカー市民パトロール隊」などの自主防犯活動グループが定期的且つ活発な活動を繰り返しています。

### (3) 自主防犯団体活動についての課題

自主防犯団体が増加する一方、構成員の高齢化や参加者の固定化等、今後の団体の課題が見えてきました。

全国では、構成員の平均年齢が 60 歳代以上の団体は全体の 61.6%（前年より 1.4% 増加）であり、同様に当市でも平均年齢 60～70 歳代の団体が主流で、現役世代や若い世代（学生など）に対する防犯活動参加の呼びかけも必要となります。

また、防犯活動の質の向上も課題であり、自主防犯団体に対する防犯講話や意見交換会等を市や警察が積極的に行うことで、更なる防犯意識の高揚、活動の支援を行うとともに、合同パトロール等の効果的な防犯活動を実施する意識の醸成などが必要となります。

## II ふじみ野市の平成26年度防犯事業の概要と平成27年度のあらまし等

### 1 防犯コミュニティ事業

		平成26年度の概要	平成27年度のあらまし
防犯メール事業		東入間警察署から提供された市内の犯罪発生情報を、防犯メール登録者（平成25年度末現在2,945人→平成26年度末現在3,845）に延べ171回（平成25年中は129回）配信。	○犯罪情報の無い日は、防犯対策の啓発メール配信を実施する。 ○小中学生保護者への登録呼び掛け、案内ビラ配付、防犯講話・各種講習会参加者への登録呼びかけ等の普及PRを実施し、登録者数4,500人を目標とする。 ○防犯メールに限らず、ツイッター等のSNSによる情報発信も予定。
防犯リーダー・ボランティア育成事業	青色防犯講習パト	日時：4月25日（金）午後2時～午後4時 （第二回）平成27年2月9日（月）午前10時～11時 会場：大井総合支所災害対策室 （第二回）ふじみ野市役所第2庁舎旧和室会議室 講師：東入間警察署生活安全課生活安全係長 参加者：20人	日時：4月22日（水）午後3時～午後4時 会場：ふじみ野市役所本庁舎増築棟3階災害対策室 講師：東入間警察署生活安全課生活安全係長 参加者：11人 ※ 既に開催。
	わんわん講習パト	日時：7月12日（土）午前10時～午前11時30分 会場：ふじみ野市役所本庁舎501会議室 講師：藤井聡氏（オールドッグセンター・公認訓練士） 参加者：16人 ※受講者に腕章・リード標などのグッズ配付	日時：7月11日（土）午前9時30分～ 会場：ふじみ野市役所本庁舎増築棟3階災害対策室 講師：藤井聡氏（オールドッグセンター・公認訓練士） 参加者：定員30人 ※受講者に腕章・リード標などのグッズ配付
	ウォーキング講習パト	日時：10月4日（土）午前9時30分～午前11時30分 会場：ふじみ野市立上野台体育館 講師：日本ウォーキング協会 新井治氏 参加者：16人 ※ 受講者にウォーキングパトロール用腕章等を配付	日時：6月13日（土）午前9時30分～ 会場：ふじみ野市立上野台体育館 講師：埼玉県ウォーキング協会ウォーキングインストラクター 参加者：定員40名 ※ 市報5月号に募集記事を掲載済み
	地域防犯リーダー講習会	日時：10月25日（土）午前9時30分～午前11時30分 会場：ふじみ野市役所本庁舎大会議室 講師：日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田美恵子氏 参加者：52人 ※ 受講者に防犯リーダー用キャップを配付	日時：10月24日（土）午前9時30分～ 会場：ふじみ野市役所本庁舎大会議室 講師：未定 参加者：定員未定
(小学) 校区内防犯推進活動	市内13の小学校の内、12校で年に1回以上（延べ24回）、校区内防犯パトロール情報交換会議を開催。子どもの見守り関係者が連携を強化し、市内の犯罪発生・子どもに対する声かけ事案等の情報共有化に努めた。	全校で確実に年1回以上、情報交換会議を開催し、情報の共有化に努める。	
防犯推進会議への支援	ふじみ野市防犯推進条例に基づき設置されている防犯推進会議の活動を支援し、役員会・総会の開催準備等に協力。5月に総会を開催し、役員会を2回開催。	平成26年度と同様、活動を支援するなどとともに、新たな加盟団体の増加等を目標とする。	



## 2 防犯啓発事業

	平成26年度の概要	平成27年度のあらまし
防犯キャンペーン	県条例で定める「減らそう犯罪の日」が10月11日であることから、10月8日から同月14日に防犯キャンペーンを実施。当市では、10月10日午後5時から上福岡駅前で啓発品配布等を実施。	10月5日から同月14日に防犯キャンペーンを実施予定。当市では、キャンペーン中いずれかの日を「防犯一斉パトロール」とすることや、10月9日に上福岡駅前等で啓発品配布を実施することなどを予定。
親子防犯教室	平成19年度に開始した取り組みで、市内幼稚園で年長児と保護者を対象に1～3月に実施。1時間程度、埼玉県警察本部防犯指導班「ひまわり」が新入学を控えた親子にハンドパペット（人形劇等）で防犯指導を行い、防犯下敷きを配付するなどし、378名の年長児（保護者等を含め合計844名）が参加。	前年度と同様、市内幼稚園で年長児と保護者を対象に1～3月に実施。
防犯講話（出前講座）	主に町会等の自治組織、社会福祉協議会支部等において、計16回開催し、延べ670人が参加。	町会等の自治組織を含む市防犯推進会議員に講話の積極的開催を呼び掛け、防犯指導班「ひまわり」を活用した講話を年間20回以上の開催、参加人数延べ800人以上を目標とする。
青色防犯パトカーによる市内パトロール	青色防犯パトカー市民パトロール隊の結成当初は、隊員が6名であったものの、平成24年度に7名が加入、平成25年8月に3名加入、平成27年4月までには、計18名体制となった。年間89回（週平均1.85回）実施、延べ走行距離は1,723kmとなった。	市で保有する青色防犯パトカーを使用し、原則、火曜日及び木曜日の午前10時から午後0時まで、午後3時から午後5時までの間、市内の防犯パトロールを実施。1車増車し、町会等の自治組織呼び掛けのもと増員を図り、稼働率を向上させる。

## 3 空き家適正管理事業

### (1) 空き家条例制定の経緯

当市では、空き家への放火が原因で3棟が全焼する火災（平成21年）、空き家へのホームレスの住み着き事案（平成19・20年）の発生などにより、所有者の管理が不全な空き家に対する近隣の方の不安が高まり、市議会でも市に対策を求める一般質問が行われてきました。

そこで、管理不全な空き家の所有者に市が改善を促して、安全安心のまちづくりを推進するために、市長が条例案を市議会（平成22年第4回定例会（12月））に上程し審議の結果、可決され、平成22年12月17日に「ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例」が公布され、平成23年4月1日に施行されました。

空き家の適正管理を推進する単独の条例制定は、所沢市に次いで、全国で2番目となっています。

### (2) 条例施行後の動向

条例施行以前の平成22年度末において、未解決の管理不全な空き家事案は、34棟ありました。その後、条例施行後の平成23年度には67棟、平成24年度には26棟の空き家情報があり、対象の家屋は合計127棟になりました。

これら全件について実態調査を実施したところ、20棟については居住者がいたり、実際に管理がなされている空き家であるなど、条例適用の対象外でした。

残る 107 棟について、所有者調査を経て実施した所有者等への働きかけ（条例施行後）は、平成 23・24 年度を合わせると、助言 46 件、指導 59 件、勧告 4 件になり、その結果、改善された空き家の数は 46 棟になりました。

平成 25 年度は 39 棟、平成 26 年度は 52 棟の空き家情報があり、把握事案が累計で 198 棟となりましたが、解決総数が 154 件となり、77.3%の解決率となりました。

### 空 き 家 事 案 件 数

平成27年3月31日現在

	把握事案	対象外	解決件数	未解決件数	助言	指導	勧告	命令	解決率	解体
平成22年度まで把握事案	34 棟	5 棟	6 棟	23 棟					20.7%	39 棟
平成23年度把握事案	67 棟	11 棟	29 棟	50 棟	30	4	0	41.2%		
平成24年度把握事案	26 棟	4 棟	11 棟	61 棟	16	55	4	43.0%		
平成25年度把握事案	42 棟	3 棟	51 棟	49 棟	37	6	22	66.4%		
平成26年度把握事案	54 棟	2 棟	56 棟	45 棟	53	8	1	2	77.3%	
合 計	223 棟	25 棟	154 棟	44 棟	136	73	27	2	77.8%	53 棟

### (3) 最近と今後の取り組み

原則として、「1年以上誰も住んでいない住宅及び1年以上使用していない工場・倉庫等」の空き家を対象とし、空き家の通報を受けた当市が、ふじみ野市シルバー人材センターに情報提供することにより、同センターが対象物件の除草や見回り等を行う提携事業を、平成 26 年 4 月 1 日から開始しました。

有料ですが、年間契約の場合は 10～20%程度の割引があり、空き家の管理に対する所有者等の「遠方で管理が出来ない。」等の懸念が解消につながり、高齢者層の雇用促進にもつながるなど、より良いまちづくりに資するものです。

同事業等の先進的な取り組みで、管理不全な空き家の解消等を行ってきましたが、全国でも管理不全な空き家等が社会問題となっており、平成 26 年 11 月 27 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成 27 年 2 月 26 日に同法が一部施行されました。

平成 27 年 5 月 26 日には、同法が完全施行となりました。

これは、管理不全な空き家（解釈上、法の「特定空家等」と同一）に関する部分も含めたもので、市町村職員等の立入調査、代執行等も規定しているなど、今後、空き家等対策の円滑な解決が期待されます。

同法やその指針からして、特定空家等に起因する地域の諸問題は防犯面のものだけではなく、環境面や建築面（建物の倒壊等）など多岐にわたり、また、空き家やその跡地の利活用等も見いだせるもので、多角的な「まちづくり」が期待できるものとなります。

埼玉県でも、同法などに関する研究部会が発足したため、当市も多角的な視野を持った研究をしていく必要があります。

なお、これまでどおり、把握案件の解決のために、所有者等の特定、文書の発出等の事務を迅速に行い、助言、指導等の働きかけを進め、案件解決を図ります。

#### 4 東入間防犯・暴力排除推進協議会の取り組み

東入間警察署管内の防犯・暴力排除の取り組みを推進するために、ふじみ野市は、東入間警察署・富士見市・三芳町とともに東入間防犯・暴力排除推進協議会を組織し、その活動を進めています。

##### (1) 東入間地域防犯推進委員委嘱状交付式

地域防犯推進委員とは、町会等の自治組織の長及び地域安全活動に意欲的に取り組む方で、自治組織の長等の推薦により地域から選ばれた防犯ボランティアリーダーの方を言います。

2市1町の同委員に対して、東入間防犯・暴力排除推進協議会長と東入間警察署長連名による委嘱状の交付式が隔年で実施されています。

平成26年度は、7月15日（水）午後2時からふじみ野市立勤労福祉センターで開催予定となっています。

##### (2) 東入間防犯・暴力排除推進大会

平成26年度は10月22日（水）に三芳町で開催され、本年度は当市（10月21日（水）予定）で開催し、2市1町の功労団体・個人の表彰、アトラクションとして防犯関係の講演も行います。

##### (3) 防犯・暴力排除歳末街頭キャンペーン

12月に、上福岡駅などで夕方頃から東入間警察署員、2市1町防犯主管課職員、会員団体が参加して啓発品を配布するキャンペーン活動を行います。

例年、上福岡駅、ふじみ野駅、鶴瀬駅、みずほ台駅で（当市は上福岡駅がメイン）キャンペーンと同時に、防犯・暴力排除を呼びかける街頭パトロールを実施しています。

##### (4) その他の取り組み

県が主催する防犯関係の会議や大会、犯罪被害者支援の大会等に参加し、防犯・暴力排除等の効果的な事業について、調査・研究を進めています。

また、平成27年度は、埼玉県南西部地域振興センター管内の市町（ふじみ野市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、三芳町）、埼玉県、埼玉県警察本部、センター管内を管轄する警察署（東入間警察署・朝霞警察署・新座警察署）が日を同じくしてキャンペーン活動を実施することを、当市が提案しました。

日程は調整中（本白書発行日現在）で、当市と富士見市、三芳町が例年実施している歳末街頭キャンペーンと一緒に実施する案も出ています。

この一斉キャンペーンが可能となれば、斬新なものとして企画するとともに、広報媒体を駆使して広く周知したいと考えています。

これにより、耳目を集めて効果的な防犯等の啓発に努め、防犯意識の醸成を図ることが目的です。

### Ⅲ 「みんなの防犯」～ふじみ野市の今後の展望

#### 1 防犯について

##### (1) 防犯とは～「団体」による防犯

防犯とは、その名のとおり、「犯罪を未然に防ぐこと」です。

犯罪とは、一般に「法（条例含む）によって禁じられ、刑罰が科される根拠となる事実・行為」を言います（刑法学上の有責性等の定義は論じないものとします）。

刑法で言えば、人を傷つける「傷害罪」、人の物（等）を盗む「窃盗罪」等が該当します。刑法以外の特別法では、道路交通法違反、覚醒剤取締法違反等があります。

これらは、法及び条例、その判例等で、犯罪行為と刑罰が規定されています。

「犯罪行為」とは、「法等で規定された刑で罰せられる事実」であり、犯罪行為を取り締まるのは、捜査機関（日本国では、「司法警察職員」という警察官及び特別司法警察職員（海上保安官、麻薬取締官等のそれぞれの分野の専門官）と、検察官及び検察事務官をいう。）であり、法令に則って職務を遂行し、治安の維持にあたります。

堅い話になりましたが、犯罪の取締り＝犯人の検挙＝犯罪者が少なくなる＝犯罪の機会が少なくなる＝防犯となります。

犯罪の取締りは、専門性があり、捜査機関の職員のみが行うもので、「検挙に勝る防犯なし」という言葉があるように、防犯に大きな効果があるとされています。



本白書冒頭に記載のとおり、現時点では、国も県も犯罪件数がピークから半減しています。警察官の増員によるパトロール・検挙活動の強化も犯罪件数減少の一因と推察されます。

景気の変動等の社会情勢の変化、また、防犯灯が整備されるなどして街頭犯罪が減少したことなどハード面の整備がされたことも一因と言えるかもしれません。

これらは、行政の施策が効果をあらわしたものです。

そして、白書Ⅰの4「自主防犯活動の状況」記載のとおり、市民の方々の積極的な防犯活動が犯罪件数減少の大きな要因であると言えます。

「防犯」＝「市民の方々が安心して暮らす」ことは行政の責務であり、ハード面の整備に限らず、自主防犯活動の活性化等をお手伝いさせていただいています。

このように、警察や行政が防犯についてそれぞれ責任を果たして犯罪を抑止し、自主防犯パトロール等により市民の方々が地域の安全を確保することは「団体」の力によるものです。

「団体」の力は大きいもので、行政、警察、市民の「団体」による防犯の施策や取り組みは、犯罪件数の減少という大きな成果を上げたと言えます。

この「団体」による防犯施策を継続的に実施することが大切で、勿論、世相や地域の実情、犯罪の発生状況等によって検討、改善が必要となっていきます。





## (2) 防犯意識の高揚～「セルフディフェンス」＝「自助」？

もう一つ大切なことがあります。

多くの人の実現可能で、「犯罪の機会を減らす」という意味で効果が大きいのが「自分の身は自分で守る」こと、すなわち「セルフディフェンス」です。

平成17年10月1日に施行された「ふじみ野市防犯推進条例」では、第1条（目的）で、「市民の防犯意識の高揚～を図り」とあり、第4条（市の責務）では、「防犯に対する意識の啓発」とあり、市民の方々それぞれが防犯意識を高くし、セルフディフェンスによって犯罪に遭う機会をそれぞれが減らしていくことが期待されます。

例えば、1,000人の市民の方々の中、100人がひったくり防止の自転車カゴカバーを正しく装着しているとすれば、ひったくりという窃盗被害に遭われる方の確率は単純に90パーセントとなります。

### ア 早ければ早い方がよい？～防犯意識を持つのは早い者勝ち

防犯意識を持つのは、早ければ早いほど良く、犯罪被害に遭う確率が早く減少します。「早い者勝ち」ですが、防犯意識は他人が持つても「売り切れ」にはなりません。

上の例の続きですが、残り900人の方の中、300人が「歩行中にバッグ等を車道と反対側に持つ」ということを確実に実践していれば、同じく被害に遭われる方は1,000人という総数の内、40パーセントに減少します。

この例で言うと、自転車のカゴカバーは、行政等が行うキャンペーンに通りがかって受け取るパターンと、「よし。ひったくり被害に遭わないようにしよう。」と防犯意識を持ち、店舗で自らカバーを購入するパターン等が考えられます。

これも仮定ですが、本白書をAさんが5月26日に読んだとします。

未来が決まっているとして、Aさんがひったくり犯に狙われるのが6月15日午後9時とします。キャンペーンでカバーを受け取るのが7月1日とします。

本白書を読んで防犯意識を高めたAさんは、「自分でカバーを買って被害を防止しよう。」と思い、直近の土曜日の5月30日にカバーを買います。

6月15日の運命の時、ひったくり犯がAさんに近づきますが、自転車にカゴカバーを正しく装着している状況を見て、Aさんは被害に遭いません。

要するに、防犯意識の高い個人が先制的にアクションを起こすことにより、その個人は「犯罪被害に遭う機会」＝「リスク」を減らすことが出来るのです。

### イ 防災と防犯は似ている？～「自助」を万全に！

上の理論は、防災の観点でいう「備えあれば憂いなし」の「自助」による成功例であるとも言え、この意識を多くの人を持つことで、個々の被害に遭う確率が減少し、犯罪企図者が犯罪を行いにくい「犯罪の起きにくいまち」となる考えです。

「自助」は、防災に限ると「共助」「公助」の3セットで使われることが多いと思います（「自助」は単独で使用する場合、違う意味を持つようです）。

自助と公・共助で備えよう！



備え＝自助



俗に、災害に対しては、「自助＝7」「共助＝2」「公助＝1」の割合で備えがなされるべきだと言われています。飲料水等は早く且つ満遍なく準備が必要で、その管理も万全な方が生存確率も高まります。

未来は誰にもわからないため、防災も防犯もやはり「自助」が重要であると言えるのではないのでしょうか。

Aさんの例で言うと、「団体」で行う「共助」や「公助」が履行されていれば、被害に遭う可能性は低くなるかもしれませんが、ひたたくり対策という自助努力を早くしておかないと、被害に遭う可能性は高いままとなります。

公・共助で行う警察官又は地域の方々によるパトロールは、Aさんが被害に遭うかもしれない6月15日、その場所で行われるとは限りません。

また、整備されていた方が良い防犯灯（公助）は、これもその日までに整備されているとは限りません。

このように、公・共助による防犯施策は効果が大きいと思われませんが、完璧に市民の皆さんの安全を守ることができないのが現実です。

最終的には、自分の身を守るのは自分ということで、少し酷な言い回しと捉えられるかもしれませんが。

しかし、防犯の「自助」＝「セルフディフェンス」は、防犯の意識を高めることで、多くの方が簡単に実行でき、「リスク」を大きく減らすことができるのです。

#### ウ セルフディフェンス能力を高めるには

ずばり、その能力を高める「情報」をいかに獲得し、日々、活用するかです。

その情報は、防犯に限っても多くあります。

各種窃盗被害に遭わないための対策、振り込め詐欺被害に遭わないための対策、性犯罪被害に遭わないための対策など、犯罪の種類によっても対策は沢山あり、それぞれ状況によって対策が変わってきます。

市職員や警察職員が行っている防犯講話では、多くのことをお話したいのですが、時間に限りがあったり、聞く側としては多くのことを話されても全てを記憶できないのが現実です。

防犯に関する情報獲得には是非、皆さんは積極的になって欲しいと思います。

若い世代などは、この情報化社会ですから、市の防犯メールを受け取るだけでなく、色々な媒体から情報を獲得できると思います。

高齢者世代は、困難な方が多いかもしれませんから、「自助」によって防犯の備えをほぼ完璧にするのは困難と言えます。

よって、個々人がセルフディフェンス能力を高めるのみでなく、公・共助と自助の関りが重要です。例えば、ひたたくり対策に関する情報を獲得した人が、隣の一人暮らしの高齢者の方にその対策を伝授するなどです。

自分のセルフディフェンス能力を高めつつ、あたたかい心をもって、「共助」に役立ち、より多くの人々の能力が高まることが理想です。

また、そういった情報を獲得するにも、全ての人が積極的になるわけではありません。犯罪被害に遭わず、一生を終える人もいることでしょう。

被害に遭ってはじめて「こうしとけば良かった。」と悔やむ人もいます。情報の獲得に積極的になるには、やはり、個々が防犯意識を高めることが重要です。「公助」として、皆さんの防犯意識を高めることが施策の中でも非常に重要だと感じています。

これには、防犯講話を各地で実施する、防犯メールをこまめに配信する、防犯リーダーの方々に対して防犯研修会を実施するなど、事業を継続実施していかなければなりません。

防犯の活動は、決して華やかなものではないかもしれませんが、「継続は力なり」という言葉もあるように、気長にやるべきものかもしれませんが、多くの世代に興味を持ってもらうことが重要です。

7ページでは、自主防犯活動団体について述べています。課題として、「現役世代や若い世代に対する防犯活動参加の呼びかけも必要」とあります。

防犯の担い手は、現役後の世代の方が多いと思います。

「担い手」になれなくても、防犯に興味を持って自らが犯罪被害に遭わないようにすることは、将来的にも地域の防犯につながるはずですから、若い世代は防犯の「先行投資」をして損はないはずです。

ここで、多くの世代の防犯意識を高めた（興味を引いた？）好事例を紹介します。



### ～ 閑話休題 ～

#### 警視庁の「本職」さんによる防犯ツイッター

ここで言う好事例とは、警視庁の犯罪抑止対策本部アカウントで、「本職」という一人称を使った担当者のツイート（＝「つぶやき」）が話題を呼んだというものです。

平成26年の11月に始まったもので、普段は「本職」さんが防犯情報を更新していました。

このツイッターというのは、情報発信の媒体の1つでもあり、行政等が情報発信に利用したり、施策を示したりするのにも用いています。

また、個人でもそうですが、日常的な出来事や感想等を述べることに利用されています。



「・・・で、不審者が出ました。」  
これ以外にも、「今日のお昼は、イタリアで話題の『ゼン』パスタです。」とつぶやこう。色々な世代の人が興味を持つかな？

同アカウントに対する「フォロワー」（＝発言等をフォローする人。一種のファンのような意味合い）は、開始から2か月余りで10万人を超えましたが、平成26年3月に急遽、個人的なつぶやきは休止となりました。

公の情報発信媒体で個人的な発言をすることに批判があったのかもしれませんが。

しかし、休止を惜しむ声が多かったことなどから、「本職」さん独自のツイートは休止からわずか数日で再開しました。

このツイートを見ていた人の多くは、若い世代である可能性が高く、「本職」さんの日常的なつぶやきを主としてチェックしていた人も多いはずですよ。

しかし、「警察官が面白いこと言ってるな。」とか「人間味があって面白い。防犯に興味が出てきた。」と思った方も沢山いたはずですよ。

そして、話題を呼んで更に興味を持った人がいるはずですから、多くの若い世代を「防犯の土俵に上げた」画期的な「公助」の取り組みであったと言えます。

例えば、振り込め詐欺ですが、犯罪グループは手を変え品を変え、必死に善良な市民を騙そうとします。

これには、警察もまさしく必死に啓発活動等の地道な努力と、斬新な対抗策がないか頭を悩ましています。

防犯に興味を持つ人が増えれば、それだけ振り込め詐欺について知識を持つ人が増え、皆で被害を防ごうという「共助」に移行する確率が高まります。

ですから、警察に限らず、行政も「自助」と「共助」の気運を高めるのに、チャレンジが必要です。

正攻法だけでは犯罪を行う者に負けてしまうかもしれません。

「批判されるから。」「前例がないから。」「対費用効果は？」と言われても、「本職」さんのようなチャレンジが行政にも必要なはずですよ。

## エ セルフディフェンスの実践～警戒心のアピールを！

「公助」「共助」「自助」のあらゆるツール（＝媒体）で、多くの方の防犯意識が高まれば、セルフディフェンスは実践あるのみですよ。

セルフディフェンスは、多くの方が簡単に実行でき、犯罪被害に遭う「リスク」を大きく減らすことができると書きましたが、広い意味で言えば「警戒心を持つ」ことでほとんどのリスクを減らす可能性が高まります。

各種犯罪等に対して、色々な対策がありますが、共通して言えるのは「犯罪企図者が付け入る隙を与えない」ことで、これは物理的にも心理的にも警戒心をアピールすることが大切で、それは「見せる防犯」とも言われています。

例えば、防犯ブザーですが、単にカバンにしまっておいては、いざという時に素早く鳴らすことができません。不審者等の相手から見えやすい位置にブザーを取り付けることで、「警戒しているな。」とアピールが出来、リスクを減少させられます。

また、警戒心が日頃から欠けていると、恐怖という本能が勝って身体が動かないということもあるので、外出時は「変質者に出くわすかもしれない。」というイメージを頭の隅に置くことや、時間がある時に「変質者がいたら、こうやって対処しよう。」

面白い「本職」さんのツイート復活お願いします…。





とイメージトレーニングをしておくのも良いでしょう。

各種防犯対策は、市で配信している防犯メール等で是非ご覧いただき、ご自身で役立てるとともに、「共助」の精神で一人でも多くの方に伝授をお願いします。

## 2 「ふじみ野市の防犯」～今後の施策について

これまで、団体による防犯施策の効果や、自助による防犯意識の高揚、セルフディフェンスの活用等について述べました。

防犯意識の高揚により市民の皆さんのセルフディフェンス能力を高めることが重要であり、ふじみ野市は画期的且つ長期的な視野を持った施策を展開します。

しかし、自助ばかりを市民の皆さんにお願いするのではなく、自助と公・共助との調和によって、より防犯施策の効果が上がると思われれます。

前述のⅡに記載の防犯事業を継続していくこととともに、犯罪発生分析によって考案した対策を実施したいと考えています。

その対策は、防犯意識の高揚に似て異なるもので、二種類の非行防止教室です。

非行防止教室は、小中学校に警察職員が出向いて、例えば「万引きは悪いこと。子どものうちからやっていると、将来、刑務所に入れられちゃう。」等と話し、ルールを守って生活を送ることの大切さを教えるなど、情操教育の意味合いが強いものです。

薬物乱用防止教室も併せて行われることが多く、「悪いことをしたら大変なことになる。」というマイナスのアプローチもあります。

しかし、青少年の健全育成が目的ですからプラスのイメージが強く、子どもや保護者に受け入れられやすいものです。

当市の学校教育課では、この教育の重要性に着目し、各小中学校に県警の非行防止指導班「あおぞら」等を招くことを浸透させています。

また、当市の防犯セクションと学校教育課で協力して展開したい施策があります。

それは、もう一つの非行防止教室で、「ダークな非行防止教室」です。

その教室を考えついた経緯は、ふじみ野市の犯罪発生の特徴にもよりますので、以下のように述べたいと思います。

### (1) 少年犯罪が多い？～犯罪発生の手口分析から

ふじみ野市は、全国や県と同じように犯罪の件数は減少しています。

しかし、犯罪率は高いままで、冒頭あたりに述べたように、犯罪の発生総数に対して自転車盗の割合が高く、犯罪率を押し上げているのが長年の課題となっています。

実は、自転車盗だけでなく、万引きの発生割合が非常に高いことが判明しています。

この2つは、「初発型非行」と呼ばれていて、青少年の非行の入口と言われています。簡単に出来る、罪の意識が少ないなどの理由から青少年が手を染めやすいものです。

検挙された被疑者の内、少年による犯行が多いのが特徴です。

また、当市で多いのが、自転車を対象とした車上ねらい被害です。

自転車も車両なので、分類的には車上ねらいとなるようです。

特徴として、土日等の主に公園で、小中学生が被害に遭うケースが非常に多く、盗ま



れる物はバッグや財布もありますが、ゲーム機が多くなっています。

こういった手口を敢行しているのは、少年被疑者による場合が多いようです。

そして、Iの3の(4)で当市の少年犯罪は厳しい情勢下にあると述べていますが、発生している手口の分析と合わせると自ずから、「少年犯罪を抑制すれば、犯罪率は減少する。」こととなります。

では、警察官が少年犯罪を取り締まる施策を強化したり、市が駐輪場の整備をすること、事業者に万引き対策を強化するよう指導する対策などが必要となります。

こういったハードとソフトの施策を展開しつつ、特にソフト面では長期戦を覚悟した教育という側面のアプローチが重要となります。

近年、色々な施策が展開されてきましたが、前記3つの罪種等は、ほとんど減少していません。ですから、新たな取り組みが必要となるのです。

## (2) ダークなアプローチ～お巡りさんは怖い？

そこで、これまで行われてきている「プラス」の非行防止教室にプラスしてダークなアプローチが考案されました。

ダークな非行防止教室は、ちょっと暗い側面からのアプローチで、批判を受けるかもしれません。

未来ある青少年を信じて、暖かく見守ることは大人の義務ですが、こういった「アメとムチ」的な施策は、効果が現れるかもしれません。

もしかしたら、逆効果となるかもしれませんし、案の段階なので計画倒れになる可能性もあります。

しかし、皆さんの多くは、「悪いことをすると、お巡りさんに連れて行かれるよ！」ということを知ったことがあると思います。

これがダークな非行防止教室で、ある意味、「お巡りさんという怖い存在が、いつでも君たちを見ているんだぞ。」ということを示すものです。

具体的に言うと、現場で活躍している眼光鋭い制服の警察官や強面の刑事さんが学校の朝礼等に赴き、5分で良いので「万引きとかがしたら、こうなるよ。」と現実性を持った呼び掛けをするものです。

「子どもの良心を警察官が信じないのですか!？」と批判される方もいるかもしれません。お巡りさんは怖いものだとマイナスなイメージを植え付けることになるかもしれません。

しかし、自転車を盗んでおいて検挙されていない子は、二度とやらなくなるかもしれません。

情操教育的な非行防止教室と並行して実施することで、プラスとマイナスの両面による心理的なアプローチで、潜在意識に残る確率が高まるかもしれません。

ほとんどの事象にあてはまるのは、色々な「ツール」を用いて、効果が上がる確率を高めることですが、そうすることで、新たな可能性を見い出せるかもしれません。

しかし、これは市と学校、警察が連携してはじめて出来る施策であり、調整が多分に必要となります。

## (3) 市民力の発揮～優しさで還付金詐欺は防げる？



ふじみ野市は、「あったかいまち ふじみ野」を目指しています。

振り込め詐欺は激増していますが、その手口の内、「還付金等詐欺」は市民の皆さん個々の力で防ぐことができるのです。

詐欺への対策という知識＝セルフディフェンスで、個々人が被害から身を守るのではなく、市民の皆さんが他人を気遣う「優しさ」で被害を防ごうというものです。

携帯で通話しながら機器を操作しているお年寄りはいらるかな？



無人ATMの前を通る時、素通りせずに、「もしかしたら、お年寄りが騙されているかもしれない。助けてあげよう。」とあったかい心を働かせます。

もし、携帯電話で通話しながら機器を操作する高齢者の方がいたら、声かけと110番通報をお願いします。

この施策は、まさしく人情深い「あったかいまち ふじみ野」市民の皆さんにこそご協力を頂けるもので、平成26年2月には緊急啓発キャンペーンを実施しました。

この施策に限らず、今後も市民の皆さんの力を頂く色々な施策を展開したいと考えています。

### 3 まとめ

これらの施策は、「公助」によるものです。

また、これは市民の皆さんの力が必要でもあります。「共助」の意味合いが近いかもしれません。

非行防止教室に関しては、多くの人が地域の輪を大切にし、子どもたちとの関わり合いをもつことでその力が発揮されるはずです。

地域の見守り活動で子ども達に接する機会や、ご家庭での話題でも時折、「ダークな非行防止教室」を実践してください。

子ども達は、地域で見守ると同時に、大切なことを皆で教えていくことが大切です。

ダークな面と捉えられがちですが、ご家族や地域の方々という近しい方からなら、効果も上がるかもしれません。

長い論文のようなものになりましたが、防犯の主体は市民の皆さんです。

皆さんが防犯の意識を高めることも非常に重要です。

「自分の身は自分で守る」という考えとともに、子ども達を守る、子ども達に大切なことを教える、知り得たセルフディフェンスを近所の人に伝える、など「共同してまちを守ろう」というあたたかな心で一丸となって、ふじみ野市を犯罪のない明るい街にしていきたいと思います。

## 平成26年ふじみ野市防犯白書

平成27年5月26日 発行

編集・発行 ふじみ野市総務部危機管理防災課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL:049-262-9052

E-mail:bohan@city.fujimino.saitama.jp